

〔No. 12〕鉄筋コンクリート造、高さ31 mの建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。（令和6年）

1. 許容応力度等計算を行う場合、建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に、原則として、所定の式に適合する地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。

→第1款の4 令82条の6一号 令82条一号 令88条1項

2. 許容応力度等計算を行う場合、建築物の地上部分については、所定の地震力によって各階に生ずる層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなければならない。

→第1款の4 令82条の6一号 令82条の2

3. 保有水平耐力計算を行う場合、各階の剛性率がそれぞれ6/10以上であることを確かめなくてもよい。

→第1款の2 令82条 令82条の2 令82条の3 令82条の4

4. 限界耐力計算によって安全性を確かめた場合には、保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行わなくてもよい。

→令81条2項一号ロ

1